

税理士

実施: 国税庁（国税審議会）

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

1. 登録要件（実務経験）を確認する

税理士として業務を行うには、日本税理士会連合会の税理士名簿への登録が必要です。登録には「税理士となる資格」に加え、会計に関する事務等に通算2年以上従事した実務経験が必要です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/toroku/touroku.htm>

確認済み（2026/7/25）

2. 税理士会へ登録申請書を提出する

税理士事務所を設けようとする地区の税理士会に登録申請書類を提出します（名簿登録は日本税理士会連合会が行います）。必要書類・様式は「税理士登録の手引」で確認します。

<https://www.nichizeiren.or.jp/prospects/entry/doc/>

確認済み（2026/7/25）

3. 費用を納付する

登録免許税60,000円・登録手数料50,000円に加え、所属する税理士会の入会金・会費が必要です（金額は税理士会により異なります）。

<https://www.nichizeiren.or.jp/prospects/entry/>

確認済み（2026/7/25）

手続きの記録

申請書を提出した日	_____	提出方法（窓口／郵送／オンライン）	_____
納めた金額の合計	_____	追跡番号・受付番号	_____
登録証・免許証が届いた日	_____	問い合わせ先の電話番号	_____

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。

お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualor は登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。

発行: Qualor（qualor.net）／2026年8月28日 時点 <https://qualor.net/exams/zeirishi>